

平成 23 年 3 月 29 日

東北地方太平洋沖地震に伴う検査済証の取扱いについて

大阪府住宅まちづくり部建築指導室

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、建築設備・建築材料等の入手ができず、建築物の完了検査の申請ができない事例が一部で発生しています。

建築基準関係規定に不適合となる部分がある場合は、検査済証の発行はできませんが、大阪府（特定行政庁）では、下記の事項をすべて満たし、かつ、申請者からの要望がある場合は、当面、柔軟に対応し、検査済証を発行できるものとしします。

記

- 1 今回の東北地方太平洋沖地震の影響によるもので、建築物の用途が専用住宅であること。
- 2 システムキッチンや便器等の設置がない場合であって、建築基準関係規定に不適合となる部分がないこと。
- 3 軽微な変更として、確認事項変更届を提出し、後日、設置状況を報告するものであること。
- 4 確認事項変更届及び完了検査申請書第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄において、今回の東北地方太平洋沖地震の影響である旨の記載がされていること。

問い合わせ先

建築安全課 建築安全・監察第二グループ

06-6210-9729

担当 草宮